

一般社団法人群馬県言語聴覚士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県言語聴覚士会（以下、「この法人」という）と称する。

2 英語表記を「Gunma Speech-Language-Hearing-Therapist Association」と表示する。
(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県吾妻郡中之条町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、言語聴覚士の資質の向上を目指すとともに、言語聴覚障害に対する理解と知識及び言語聴覚療法の普及を図り、あわせて関連領域の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士としての学術、技術の向上に関する事業
- (2) 言語聴覚障害の理解と知識の普及に関する事業
- (3) 言語聴覚士の職域の拡大と社会的地位の向上及び安定に関する事業
- (4) 地域社会の保健・医療・介護・福祉・教育の発展と充実に寄与する事業
- (5) 関係団体との連携・交流に関する事業
- (6) 会員相互の連携や親睦に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要と認める事業

(機関の構成)

第4条 この法人は法人の機関として社員総会（以下、「総会」という）及び理事の他、理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により電子公告により行うことができない場合は、官報に掲示する方法により行う。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は4月1日から、翌年の3月31日までを1事業年度とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は次の5種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 「言語聴覚士法」(平成9年法律第132号)第2条の規定による言語聴覚士免許を有し、この法人の目的に賛同し、群馬県内に在住あるいは勤務する個人。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同する言語聴覚士免許を有しない個人、または群馬県外に居住かつ勤務する言語聴覚士。
- (3) 賛助会員 当会の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する団体。
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同し、言語聴覚士指定養成校に在学する個人。
- (5) 名誉会員 この法人に顕著な功績があった個人で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た個人。

(入会)

第8条 正会員、準会員、賛助会員、学生会員として入会する者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費)

第9条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は団体の場合解散したとき
- (4) 正会員にあつては、第7条(1)に規定する資格を失ったとき
- (5) 正当な理由なく会費を2年以上納入しないとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

第11条 退会を希望する正会員、準会員、賛助会員、学生会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の事由のいずれかに該当したときに、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款または規定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 倫理に反する行為等、理事会において除名すべき正当な理由があったと判断されるとき

2 この場合、総会の2週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、総会においては、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 第10条、第11条、第12条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を喪失し、義務を免除される。ただし、会員であったときに未履行であった義務についてはこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金・会費及びその他の拠出金品の返還はしないものとする。

(会員名簿)

第14条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人の会員に対する通知文または催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所あてに行うものとする。

3 会員は、氏名、住所、就業地を変更した際には、速やかに所定の方法によりその旨をこの法人の主たる事務所に届出なければならない。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 この法人の総会は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 総会は「一般社団・財団法人法」に定める事項、この定款に別に定める事項、並びに次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算書の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び目的事業の全部廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第18条 定時総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

2 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の10分の1以上の議決権を有する社員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長に事故もしくは支障のあるときは、会長があらかじめ理事会の承認を経て定めた第一副会長、第二副会長の順序に従いこれを招集する。

3 総会を招集する場合は、会員に対し、総会の目的たる事項及び内容、日時、場所を示して、開催の日の少なくとも2週間前までに電磁的方法を又は書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと会長が判断した場合は、その日数の短縮することができる。

4 会長は、第18条(2)に基づく請求があったときには、30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長及び書記)

第20条 総会の議長及び書記は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(社員総会の決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合においては、正会員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 社員(正会員、準会員、賛助会員、学生会員、名誉会員)の現在数
- (3) 出席した正会員数(書面表決者及び表決委任者も含む)及び理事の氏名
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言趣旨

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、総会において選任された議事録署名人2名の署名又は記名押印をしなければならない。

3 議事録は、事務局がこれを総会の日から主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(総会規定)

第24条 総会の運営に関して必要な事項は、「一般社団・財団法人法」またはこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める総会規定によるものとする(別に定める規定によるものとする)。

第4章 役員等

(役員を選任)

第25条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事は3名以上、20名以内

(2) 監事は2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事及び監事を選任方法)

第26条 理事は正会員の中から理事会において定める選挙規定に基づき、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって選任する。

2 理事会において、代表理事を選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会において、副会長2名以内を選定する。

5 監事は、正会員の中から理事会において定める選挙規定に基づき、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって選任する。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了するときまでとする。

5 役員は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事、理事及びその職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 会長はこの法人を代表し、副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故のあるときまたは会長が欠けたときは、理事会の指名により、その職務を代行する。ただし、任期の残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、「一般社団・財団法人法」の定めにあるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は会計及び業務の遂行について、理事の不正行為等は理事会に報告する。また、法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項については総会に報告する。

4 前項の報告をするために必要がある場合、理事会を招集請求する。

(理事及び監事の解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任する。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数によって行われなければならない。ただし、理事及び監事に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(委員会及び作業部会)

第31条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の議決により、委員会及び作業部会を設置することができる。

2 委員会及び作業部会の委員は、会員・学識者及び有識者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会及び作業部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問及び相談役)

第32条 この法人に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な会務について会長の諮問に応える。

(役員報酬)

第33条 役員は無報酬とする。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

3 会長は、審議事項に応じて理事以外の正会員の出席を要請し、諮問することができる。ただし、それらの出席者は議決権を有しない。

(権限)

第35条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定。

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項。

(3) この法人の業務執行の決定。

(4) 理事の職務執行の監督。

(5) 会長、副会長の選定及び解職。

(6) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(種類及び開催)

第36条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から7日以内に、その日から2週間以内の日を理事会日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第4項の規定により、監事から会長に招集の請求があったときまたは監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は会長が招集する。会長に事故もしくは支障のあるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により他の理事が招集する。

(招集手続きの省略)

第38条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議あったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事録については、以下の各号に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の開催日時及び開催場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事数と氏名

(3) 議長の氏名

(4) 決議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録の作成に関わる職務を行った理事の氏名

(7) 決議を要する事項に関して特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名

(8) その他

2 議事録には、出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは議長を務めた理事）及び議事録署名人2名がこれに署名もしくは記名押印しなければならない。

3 議事録は、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

（理事会規則）

第43条 理事会に関する事項は、「一般社団・財団法人法」またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 財産及び会計

（財産の構成）

第44条 この法人の財産は、次に挙げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生ずる収入

(5) 財産目録に記載された財産

(6) その他の収入

（財産の管理）

第45条 この法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会及び総会の決議による。

（経費の支弁）

第46条 この法人の経費は、法人の財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第47条 この法人の事業計画及び収支予算は、その事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を得て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、または支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとする。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会にて承認を得なければならない。

2 この法人は、前項定時総会の終結後、「一般社団・財団法人法」に定めるところにより、貸借対照表を公示するものとする。

3 この法人は、事業報告書、収支計算書、財産目録等を定時総会の日から2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置く。計算書類を作成した日から10年間、計算書類及びその付属明細書を保存するものとする。

(会計区分)

第49条 この法人は、事業遂行上必要のあるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の不分配)

第50条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

2 収支決算において剰余金が生じたときは、次期事業年度に繰り越す。

第7章 定款変更及び解散

(定款変更)

第51条 この定款は総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、総会の議決を経て、この法人と類似の事業を目的とするほかの公益法人または国、もしくは地方公共団体に贈与する。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、計算書類等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人の情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第56条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第59条 この法人の設立時理事・設立時代表理事および設立時監事は、次の者とする。

以下、設立時理事・代表理事・社員等については省略する。